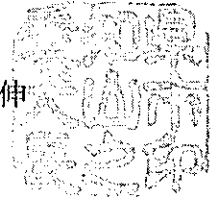


令和7年8月5日

犬山市国民健康保険運営協議会

会 長 岡 村 千 里 様

犬 山 市 長 原 欣 伸



犬山市国民健康保険税に関する諮問について

犬山市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について貴運営協議会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

- 1 国民健康保険税に関すること

◆令和6年度国保特別会計の決算（見込み）と財政分析

【歳入】			(単位：円)				
款		内 容	R 6 決算(見込)額	R 5 決算額	増減	増減率	増減理由
1	国民健康保険税	現年課税分（当該年度に課税した分の収入額）	1,278,668,184	1,306,195,613	△ 27,527,429	-2.1%	1人当たり6％想定増税を実施したが、加入者減により2.1％の減。（収納率：94.47％）
		滞納繰越分（前年度以前の未納分の収入額）	64,886,298	62,557,879	2,328,419	3.7%	収納対策や徴収の推進により、収納額が増加。（収納率：23.38％）
		計	1,343,554,482	1,368,753,492	△ 25,199,010	-1.8%	上記理由による微減。
2	使用料・手数料	督促手数料（現在は廃止。廃止前の滞納分のみ60円を徴収）	5,790	10,740	△ 4,950	-46.1%	督促手数料廃止に伴い、古い年度の保険税にしか適用されないことによる減。
3	国庫支出金	国からの交付金や補助金	11,657,000	166,000	11,491,000	6922.3%	マイナ保険証制度移行に伴うシステム改修などに対する補助があったため増。
4	県支出金	県からの交付金等（医療費の支出分＋特別交付金）	3,935,559,031	4,289,958,350	△ 354,399,319	-8.3%	加入者減による医療給付費総額の減少に伴う普通交付金の減。
5	財産収入	国保事業基金から生じる利子収入など	272,557	74,017	198,540	268.2%	定期預金の利率が上がったことによる増。
6	繰入金	一般会計繰入金（一般会計からの法定及び法定外繰入金）	532,640,247	449,796,639	82,843,608	18.4%	増税を抑制するための、新たな法定外繰入を実施したための増。
		基金繰入金（国保事業基金からの取り崩し額）	70,165,000	151,075,000	△ 80,910,000	-53.6%	上記繰入の実施に伴い、赤字補填にあたる基金繰入金が減。
		繰入金 計	602,805,247	600,871,639	1,933,608	0.3%	上記理由により、相殺されほぼ横ばい。
7	繰越金	昨年度からの繰越金	103,123,390	189,438,405	△ 86,315,015	-45.6%	一昨年よりも歳入総額－歳出総額が下回ったための減。
8	諸収入	延滞金、第三者行為の求償などの収入	26,376,619	32,884,095	△ 6,507,476	-19.8%	第三者納付金（交通事故等）の収入減による減。
A：歳入総額 計			6,023,354,116	6,482,156,738	△ 458,802,622	-7.1%	加入者減による歳入の減。 R6末：10,960人、R5末：11,726人（△766人、△6.5％）

【歳出】							
1	総務費	加入者への資格確認書などの交付や事務費	31, 307, 396	19, 003, 690	12, 303, 706	64. 7%	マイナ保険証制度移行に伴うシステム改修費などにより増。
2	保険給付費	加入者に給付する医療費	3, 864, 252, 667	4, 206, 813, 706	△ 342, 561, 039	-8. 1%	加入者減による、医療給付費総額の減。
3	国保事業納付金	国保の財政運営を担う愛知県へ支払う納付金	1, 816, 577, 892	1, 875, 549, 882	△ 58, 971, 990	-3. 1%	県全体の納付金総額は増加しているが、当市の被保険者数の減少率が高いため減。
4	財政安定化基金拠出金	県から貸し付けを受けた場合の償還金	0	0	0	100. 0%	両年度とも拠出はなし。
5	保健事業費	特定健診等の事業費	69, 672, 182	69, 809, 446	△ 137, 264	-0. 2%	加入者数の減少により、健診対象者が減ったための減。
6	基金積立金	国保事業基金への積戻し金	108, 069, 000	195, 120, 000	△ 87, 051, 000	-44. 6%	前年度に繰出した基金の積戻し額が少なくなったための減。
7	公債費	公債を発行した場合の償還費用	0	0	0	100. 0%	両年度ともなし。
8	諸支出金	保険税の歳出還付金等	6, 166, 980	12, 736, 624	△ 6, 569, 644	-51. 6%	過年度の保険税還付（歳出より還付）件数が少なかったための減。
9	予備費	緊急の時支出するもの	0	0	0	100. 0%	両年度ともに執行なし。
B：歳出総額 計			5, 896, 046, 117	6, 379, 033, 348	△ 482, 987, 231	-7. 6%	加入者減による歳出の減。 R6末：10, 960人、R5末：11, 726人（△766人、△6. 5%）

A：歳入総額－B：歳出総額 （翌年度繰越額）	127,307,999	103,123,390	24,184,609	23.5%	
---------------------------	-------------	-------------	------------	-------	--

＜単年度純歳入額の計算＞						
A	歳入総額	6,023,354,116	6,482,156,738	△ 458,802,622	-7.1%	
6	基金繰入金	70,165,000	151,075,000	△ 80,910,000	-53.6%	
6	その他繰入金中、保険税増加抑制分	67,309,000	0	△ 86,315,015	皆増	
7	繰越金	103,123,390	189,438,405			
C：純粋な単年度収入額 （A－6－7）		5,782,756,726	6,141,643,333	△ 291,577,607	-5.8%	

＜単年度純歳出額の計算＞						
B	歳出総額	5,896,046,117	6,379,033,348	△ 482,987,231	-7.6%	＜国民健康保険事業基金の年度末残高＞ 302,522,000円
6	基金積立金	108,069,000	195,120,000	△ 87,051,000	-44.6%	
D：純粋な単年度歳出額 （B－6）		5,787,977,117	6,183,913,348	△ 395,936,231	-6.4%	
単年度収支 C－D		△ 5,220,391	△ 42,270,015	104,358,624	-87.6%	

令和6年度保健事業の状況

資料3

(1) 特定健康診査・特定保健指導(平成20年度より実施)

① 概要

40歳から74歳（正確には当該年度中に40歳から75歳に達する加入者）の国民健康保険入者を対象に、「特定健康診査」を実施。「特定健康診査」は腹囲測定や血液検査、血圧測定を中心としたもので、メタボリックシンドロームやその予備群の人を見つけ出すことを主な目的としている。また、そうした人に対する保健指導を行うことにより、生活習慣の見直しや運動管理の方法を身につけてもらい、状態の改善を目指す。

【根拠法令】高齢者の医療の確保に関する法律第20条（健診）第24条（指導）

② 特定健診の受診状況

【国民健康保険 特定健康診査】

年度	対象者数	受診者数	前年との差	受診率	前年との差	目標値	一般健診 受診者数
R6	9,431	3,652	-293	38.72%	-1.23%	42.80%	37
R5	9,874	3,945	-358	39.95%	1.17%	50.00%	41
R4	11,094	4,303	-247	38.79%	-0.12%	49.00%	33
R3	11,696	4,550	-191	38.90%	-1.46%	47.50%	18
R2	11,745	4,741	+145	40.37%	2.58%	46.00%	0

【参考 後期高齢者医療 健康診査】

被保険者数 (12月末)	受診者数	受診率
13,332	5,806	43.55%
12,902	5,653	43.81%
12,336	5,607	45.45%
11,874	5,020	42.28%
11,576	4,978	43.00%

③ 特定保健指導

・メタボリックシンドロームの診断基準

A 腹囲が男性85cm、女性90cm

B メタボ判定項目（追加リスク）

①収縮期血圧130mmHG以上か、拡張期血圧が85mmHGのいずれか

②空腹時中性脂肪が150mg/dlかHDLコレステロールが40mg/dl未満のいずれか

③空腹時血糖値が100mg/dl以上

④喫煙歴あり

・保健指導のレベル分け

腹囲	追加リスク		対象者	
	①血圧 ②脂質 ③血糖	④喫煙	40-64歳	65-74歳
≧85cm(男性) ≧90cm(女性)	2つ以上該当		積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI≧25kg/m ²	3つ該当		積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当			

・支援内容

動機付け支援…初回面接1回と6か月後の評価

積極的支援…初回面接と3か月以上の継続的な支援を行い、評価

④ 特定保健指導・実施状況

・特定保健指導の実施人数は、当該年度に実績評価を行った者の人数。

年度	動機付け支援						積極的支援					
	対象人数	前年対比	実施人数	前年対比	指導率	前年対比	対象人数	前年対比	実施人数	前年対比	指導率	前年対比
R6	270	87.4%	71	101.4%	26.30%	116.1%	74	79.6%	8	200.0%	10.81%	251.4%
R5	309	89.8%	70	97.2%	22.65%	108.2%	93	98.9%	4	50.0%	4.30%	50.5%
R4	344	93.7%	72	73.5%	20.93%	78.4%	94	116.0%	8	160.0%	8.51%	137.9%
R3	367	105.8%	98	140.0%	26.70%	132.4%	81	93.1%	5	83.3%	6.17%	89.5%
R2	347	97.2%	70	97.2%	20.17%	100.0%	87	119.2%	6	150.0%	6.90%	125.9%

（２）脳検診費用助成事業

- 目 的 磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置による脳の断層撮影（MRI）、脳などの血管撮影（頭蓋内動脈MRA・頸部内頸動脈MRA）により脳の形態解析を行う脳トックを、自覚症状のない初期の段階に実施し脳血管障害やその他の危険因子を早期発見するとともに、それらの発症や進行の防止に役だたせる。
- 対象者 40歳以上の国保加入者で国保税の滞納がない人、過去3年間に助成を受けていない人
- 実施機関 総合犬山中央病院、あいちせぼね病院

【助成実績】

年度	助成額 単価	受給者	助成額計	申込者数	対象者・対象者数 (3/31現在の一般 +退職の人数)		当選者	未受診者
R6	15,000円	443人	6,645,000円	527	40歳以上	8,214	517	74
R5	15,000円	450人	6,750,000円	543		8,780	537	87
R4	15,000円	487人	7,305,000円	585		9,478	585	98
R3	15,000円	532人	7,980,000円	778		11,066	623	92
R2	15,000円	539人	8,085,000円	807		11,555	619	80
R1	15,000円	534人	8,010,000円	1,282		12,202	607	73

【受診者の結果】

年度	受診者数	異常所見なし	要経過観察	要精密検査	要治療
R6	443	95	314	22	12
R5	450	91	311	41	7
R4	487	128	308	9	42
R3	532	119	364	42	7
R2	539	94	396	35	14
R1	534	116	363	32	23

（３）糖尿病眼科検診

【概要と目的】

糖尿病が重症化することで起こる合併症の中でも、特に視力障害により日常生活に支障をきたす「糖尿病網膜症」を検診で早期発見し、かかりつけ医と連携しながら眼科専門医による適切な治療・管理を受けることで重症化を未然に防ぐことを目的に実施。

【内容】

- 対 象 者 ：前年の特定健診結果から①と②のいずれか、もしくは全てに該当。
①ヘモグロビンA1cの値が6.5%以上。
②空腹時血糖値が、126mg/dl以上に該当する人。
犬山市糖尿病眼科検診を受診し、「糖尿病網膜症」と診断されたものは対象外
- 検 診 期 間 ：6月1日～11月30日
- 受診医療機関：（市内眼科6か所）犬山駅西病院、こばやし眼科、総合犬山中央病院、宮田眼科、さとし眼科クリニック、高橋眼科
- 検 査 項 目 ：①問診：現在の症状、既往症、家族歴等を聴取。
②検査：視力検査、眼底検査、眼底カメラ、眼圧検査
細隙灯顕微鏡検査（前眼部、後眼部）
- 検 診 料 ：無料
- ※該当者は、眼科検診を優先して受診し、その後特定健診を眼底検査抜きで受診。

【実績】

年度	通知件数	受診者数	受診率
R6	317	137	43.2%
R5	311	140	45.0%
R4	338	169	50.0%
R3	392	195	49.7%
R2	403	222	55.1%

◆令和 7 年度の国民健康保険税課税状況（当初賦課）

資料 4

令和 7 年度本算定	基礎課税(医療)分	後期高齢者支援分	介護納付金分	総合計	前年比	1 人当たり	前年比
①所得割課税額	668,213,718	258,605,872	92,027,062	1,018,846,652	6.7%	89,396	14.0%
②均等割課税額	373,365,720	147,021,300	47,665,500	568,052,520	4.3%	49,842	11.4%
③平等割課税額	179,618,600	65,206,080	22,764,000	267,588,680	-4.1%	23,479	2.5%
④課税額 小計 ①+②+③	1,221,198,038	470,833,252	162,456,562	1,854,487,852	4.2%	162,717	11.4%
⑤7.5.2及び未就学、産前産後軽減額	139,894,735	53,630,963	17,084,510	210,610,208	2.9%	18,479	9.9%
⑥限度超過額（※）	115,179,566	43,940,791	21,500,126	180,620,483	36.1%	15,848	45.4%
⑦月割減額（後期移行者）など	55,772,237	21,739,598	6,451,526	83,963,361	-4.7%	7,367	1.9%
未就学児均等割減額再掲	1,785,420	703,050		2,488,470	5.9%		
産前産後軽減額再掲	157,235	61,151	0	218,386			
⑧減額 小計 ⑤+⑥+⑦	310,846,538	119,311,352	45,036,162	475,194,052	11.7%	41,695	19.3%
⑨課税総額 ④-⑧	910,351,500	351,521,900	117,420,400	1,379,293,800	1.9%	121,023	8.9%
参考 賦課日（6/1）加入者				11,397	-6.4%		

令和 6 年度本算定	基礎課税(医療)分	後期高齢者支援分	介護納付金分	総合計	前年比	1 人当たり	前年比
①所得割課税額	620,285,966	252,390,594	82,545,882	955,222,442	-4.2%	78,425	3.1%
②均等割課税額	356,630,400	143,236,800	45,017,280	544,884,480	15.8%	44,736	24.6%
③平等割課税額	187,466,650	68,055,120	23,366,000	278,887,770	-5.2%	22,897	2.1%
④課税額 小計 ①+②+③	1,164,383,016	463,682,514	150,929,162	1,778,994,692	1.0%	146,059	8.6%
⑤7.5.2及び未就学、産前産後軽減額	136,114,521	52,794,636	15,803,480	204,712,637	6.3%	16,807	14.4%
⑥限度超過額（※）	81,534,326	36,373,142	14,825,124	132,732,592	13.4%	10,898	22.0%
⑦月割減額（後期移行者）など	58,577,869	23,297,636	6,200,558	88,076,063	0.9%	7,231	8.6%
未就学児均等割減額再掲	1,676,280	673,260		2,349,540	-3.6%		
産前産後軽減額再掲	112,433	45,478	784	157,911			
⑧減額 小計 ⑤+⑥+⑦	276,226,716	112,465,414	36,829,162	425,521,292	7.2%	34,936	15.4%
⑨課税総額 ④-⑧	888,156,300	351,217,100	114,100,000	1,353,473,400	-0.9%	111,123	6.7%
参考 賦課日（6/1）加入者				12,180	-7.1%		

※⑥限度超過額とは、所得割額のうち、賦課限度額を超えた金額。

国民健康保険税においては、保険運営のための目的税という観点から、応能原則の適用に一定の限度を設ける必要性から、課税の最高限度額を地方税法等で規定し、その範囲内で市町村条例により定める方法を採用している。
(国保担当者ハンドブック)

＜法定賦課限度額＞

(単位：円)

年度	基礎課税分 (医療分)	後期高齢者 支援分	介護 納付金分	計
R1	610,000	190,000	160,000	960,000
R2	630,000	190,000	170,000	990,000
R3	630,000	190,000	170,000	990,000
R4	650,000	200,000	170,000	1,020,000
R5	650,000	220,000	170,000	1,040,000
R6	650,000	240,000	170,000	1,060,000
R7	660,000	260,000	170,000	1,090,000

＜犬山市国民健康保険税＞					上記との差
犬山市 R1	580,000	190,000	160,000	930,000	▲ 30,000
犬山市 R2	610,000	190,000	160,000	960,000	▲ 30,000
犬山市 R3	630,000	190,000	170,000	990,000	0
犬山市 R4	630,000	190,000	170,000	990,000	▲ 30,000
犬山市 R5	650,000	200,000	170,000	1,020,000	▲ 20,000
犬山市 R6	650,000	240,000	170,000	1,060,000	0
犬山市 R7	660,000	260,000	170,000	1,090,000	0

○これまでの議論

従来は、法改正があっても、運営協議会での協議を経て1年遅れで法定賦課限度額に追いついていくという方針であったが、令和5年度の運営協議会において、一般財源の繰入れを検討していかなければならない状況であるので、改めて法定賦課限度額へ即時に合わせていくことの是非について協議を行った。

その結果、賦課限度額の改定（増）については、高所得者に応分の負担を求め、中間所得者層の負担軽減を図るという理念があり、協議会としてもこれを尊重し、法改正後、協議会に諮ることなしに、速やかに市の賦課限度額を改定することが望ましいとの結論に達した。

そのため、令和5年度以降、年度末の法改正後、翌年度4月の臨時市議会にて条例改正を行い、賦課限度額を改定している。

◆国民健康保険税の応能応益割合について

資料 6

○応能応益（割合）とは

税のうち、「負担能力に応じて課する部分」を応能割といい、それに対して「利益を受ける人に一律に課する部分」を応益割という。

国民健康保険税では、所得割が「応能割」に当たり、均等割、平等割が「応益割」に当たる。この2つの金額の比率を応能応益割合と呼ぶ。

○当市国民健康保険税の応能応益割合の状況（令和7年度課税）

区分	①均等割 総額	②平等割 総額	③所得割 総額	④限度超過額	⑤所得割課税額 ③－④	⑥応益割率 (①+②) ÷ (①+②+⑤)	⑦応能割率 1－⑥
基礎課税 (医療) 分	373,365,720	179,618,600	668,213,718	115,179,566	553,034,152	50.0%	50.0%
後期高齢者 支援分	147,021,300	65,206,080	258,605,872	43,940,791	214,665,081	49.7%	50.3%
介護 納付金分	47,665,500	22,764,000	92,027,062	21,500,126	70,526,936	50.0%	50.0%
合計	568,052,520	267,588,680	1,018,846,652	180,620,483	838,226,169	49.9%	50.1%

○どのような比率が良いのか

一般的には、両者の比率が1：1であることが理想とされている。国民健康保険税の場合、かつては地方税法第703条の4に「応能応益割合は、それぞれ100分の50とする」ことが規定されていたが、国改革後は、その規定は削除され、都道府県への納付金が納められるよう、税率を設定するように改正されている。

それに代わり、県単位で「国保運営方針」が定められ、これにより、愛知県が示す市町村標準保険税率では、応能：応益＝1.18：1（54%：46%）となっている。

応益部分が大きいと、所得の差に関わらず同じ負担となり、低所得世帯への負担増となる。

一方、応能部分が大きいと、所得のある人ほど負担が大きくなるが、保険税には課税の上限、「賦課限度額」が設けられており、ある一定の所得以上の人は上限額を負担すれば良いことから、中間所得層にしわ寄せがいくことになる。

○これまでの議論

当市国民健康保険被保険者の所得水準は、県下市町村では非常に低い。このため、これまでの方針である「県の標準である応能54%」は高すぎるのではないかと。

当市所得は、県下平均の92%弱しかないため、 $54\% \times 0.92 = 50\%$ 程度とするのが妥当なのではないかと。

この方針により、増税する場合には、応能応益割合が1：1となるよう増税することとする。

応益部分（均等割、平等割）の増税分については、低所得世帯には軽減制度が適用され、負担増はかなり抑制できる。また、その軽減額の増加分は全額法定繰入の「基盤安定繰入金」で賄うことができ、被保険者の保険税負担とはならず、結果的に法定繰入の増額にもつながる。

（参考：令和6年度の国民健康保険加入者の1人あたり所得金額）

犬山市：665,045円 県平均：723,233円

◆これまでの協議内容による税率改定シミュレーション

資料 7

年度	税率改定	①本来必要な課税総額	②子ども子育て支援金分	③合計必要課税総額 ①+②	④予定 収納率	⑤本来必要な 収納総額 ③×④	⑥ ⑤の 増加率 (前年比 較)	⑦各年度の課税総額 (＝調定額)	⑧各年度の収納総額 ⑦×④	⑨ ⑧の 前年との差 (増加額)	⑩ ⑦の 増税率 (前年比)	⑪収納不足額 ⑤－⑧	うち 国保事業基金 補てん額	うち 一般会計 繰入額 (法定外)
R 8	増税 予定	1,408,713,000	34,979,000	1,443,692,000	94.0%	1,357,070,480	105.0%	1,424,420,000	1,338,954,800	78,954,800	106.3%	18,115,680	9,058,000	9,057,680
R 9	増税 予定	1,488,043,000	41,975,000	1,530,018,000	94.0%	1,438,216,920	106.0%	1,514,159,000	1,423,309,460	84,354,660	106.3%	14,907,460	7,454,000	7,453,460
R10	増税 予定	1,570,704,000	55,966,000	1,626,670,000	94.0%	1,529,069,800	106.3%	1,609,552,000	1,512,978,880	89,669,420	106.3%	16,090,920	8,046,000	8,044,920
R11	増税 予定	1,656,838,000	55,966,000	1,712,804,000	94.0%	1,610,035,760	105.3%	1,712,804,000	1,610,035,760	97,056,880	106.4%	0	0	0
※ ①は、基礎課税（医療）分、後期高齢者支援分、介護納付金分の合計額で、年間伸び率4.2％を想定している。										合計 (R8～11)		49,114,060	24,558,000	24,556,060